

■「課税最低限」は生計費非課税原則を適用すれば 300 万円が妥当だ

「年収の壁」「手取りを増やす」論は女性差別温存する欺瞞

昨年の衆院選で話題をさらった「年収の壁」を打ち破って「手取りを増やす」という議論は、今はどこかへ消えてしまいました。うつろいやすい世の中が悪いのか。いえそうではありません。この議論そのものの底が浅すぎたこと、そして欺瞞的であったことが原因です。

そもそも、「年収の壁 103 万円」は、女性を家計補助的労働を担う者とした上での制度でした。それを 178 万円に引き上げたからと言って、その差別的な性格が変わるものではありません。103 万円の壁は、女性が家計補助労働の枠にとどまるなら、その家庭に控除制度の恩恵を多く与えるという誘惑でした。他にもあまた存在する同種の女性差別的な仕組みが、制度的にも、文化的にも、女性の労働参加や経済的自立を制限してきたのです。今は経済界も学生を労働力の一翼として位置付けているので、学生の労働もこの差別的制度に収められ、別の種類の矛盾も生み出しています。

「年収の壁」を取り払えというのであれば、この議論は「課税最低限」の問題として、つまりは「生計費非課税の原則」の問題として、真正面から議論をされるべきでした。戦後の日本に導入されたシャウプ税制では、人が生きるために必要な所得には課税してはいけないとされました。私は、現在の経済の実情から言えば、日本における課税最低限は、生計費非課税原則からすれば、300 万円であって当然だと考えています。

シャウプ勧告に基づけば、人たるに値する「生計費」は、1955 年当時を例にあげれば、年収が約 15～18 万円(名目)の中で、約 9～12 万円程度とされていました。つまり、当時の平均賃金の 5 割～8 割が生計費と見なされ、これが「課税最低限」とされていたのです。

これを現在の日本に当てはめればどうなるか。最新の国税庁の調査(2023 年分 民間給与実態統計調査)によれば、全体の平均年収は 460 万円、正社員の平均年収は 530 万円です。前者を基準に課税最低限・生計費を考えれば、その 5 割～8 割の 230 万円～368 万円。後者を基準にすれば 265 万円～424 万円となります。つまり、現在の経済状況の下では、非課税限度額は 300 万円ほどとするのは、全く道理のある話なのです。

もうひとつ根拠を上げましょう。現在日本国は「貧困ライン」というものを定めており、それは年収で 120 万円です。そしてこの 120 万円は、「貧困でない人」の年収の半分として計算しているとされているのですから、日本国自身が貧困状態にない人々として $120 \text{ 万円} \times 2 = 240 \text{ 万円}$ を想定しているのです。しかし、この金額は、あまりに低すぎるとして批判されています。こうしたことをすべて勘案すれば、やはり現在の日本では、年収 300 万円くらいが人が人たるに値する「生計費」と考えるのは正当です。そして現在の日本では、これは世帯収入ではなく単身者の収入だと理解されるべきでしょう。

私は、本来はシャウプ博士よりもむしろ、アダム・スミス、デヴィッド・リカード、シスモンディ、マルクス、フェルディナンド・ラサールなどの系譜を引き、彼らが展開した税についての議論を強く支持する者です。しかし、現在の日本の税制を一步前に進めるためには、シャウプ博士の勧告した生計費非課税の考えを、その他の所得税の累進性強化（低所得者層の負担軽減）、大型間接税の否定（消費税のような広範な間接税は導入しない）、直接税中心の税制構築（法人税・個人所得税を重視）などとともに評価するものです。ラサールなどと比べればはるかに穏便なこのシャウプ博士の考えを敢えて否定する者がいるとすれば、それはあまりにも露骨にして直接的な資本の強欲の代弁者以外の何者でもないでしょう。